

災害ケースマネジメント説明会
(兵庫県&奈良県)

災害ケースマネジメント と専門士業の連携



津久井 進 (弁護士)

自己紹介に代えて

なぜ専門士業が
災害に関わるのか

災害のリーガルマインド

何のために（目的）

その仕組みがあるのか（手段）

現場で考える（法的思考）



百貨店・スーパー・コンビニ

百貨店・スーパーでは商品の散乱やショーケースの破損などに注意して、階段の踊り場や柱の近くへ。コンビニでは買い物かごなどをかぶり、身を守ります。



劇場・ホール・スタジアム

大勢の人が集まる劇場・ホール・スタジアムなどの施設では、あわてて非常口や階段に駆け寄らず、館内放送や係員の指示に従います。



まちがいさがし



地下街

停電で多くの人がパニックになり、非常口に殺到すると負傷の危険があります。落ち着いて落下物から身を守り、柱や壁のそばで揺れが収まるのを待ちます。



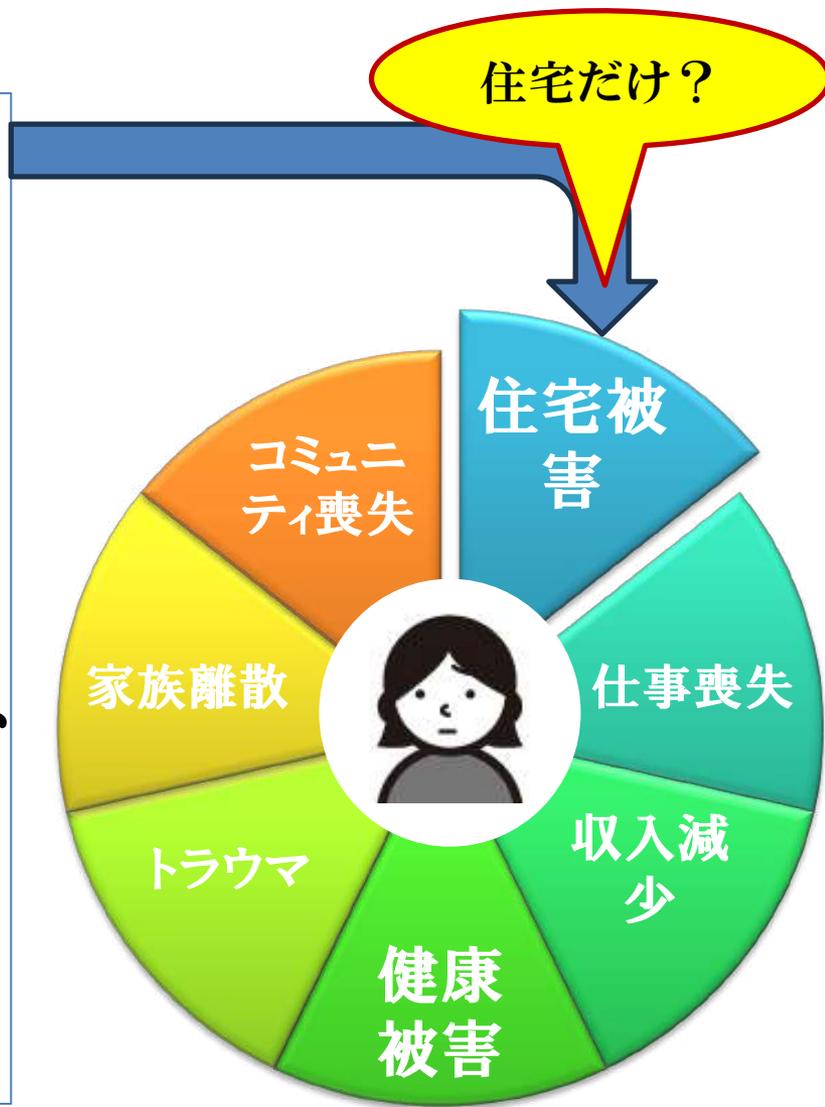
空港

首都直下地震が発生しても建物の倒壊などの被害はないと予想されていますが、ガラスや天井部材などの落下に備えて注意しましょう。

目的と手段の不一致をただす

【被災者生活再建支援法】

第1条 この法律は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その**生活の再建**を支援し、もって**住民の生活の安定**と被災地の速やかな復興に資することを**目的とする**。



専門士業の連携の足跡

関東大震災

東京連合婦人会の発足と官民連携

阪神・淡路大震災

阪神・淡路まちづくり支援機構の設立

平成20年佐用町水害

ボランティアとの連携

東日本大震災

取り残される被災者／災害ケースマネジメントの萌芽

平成30年西日本豪雨
／鳥取県中部地震

地域支え合いセンターの発足／DCMの制度化

令和の静岡連続災害

現場課題と制度活用へのリンク（被災者支援カード）

事前復興

国のコミット／福祉と災害／重層的支援のイメージ

災害ケースマネジメントの 5つのポイント



災害ケースマネジメントのことを、
「災害ケーマネ」 とか、
「災害CM」 とか、
「DCM」 などと
略称することがあります。

災害ケースマネジメント



被災者一人ひとりに
必要な支援を行うため、
被災者に寄り添い、

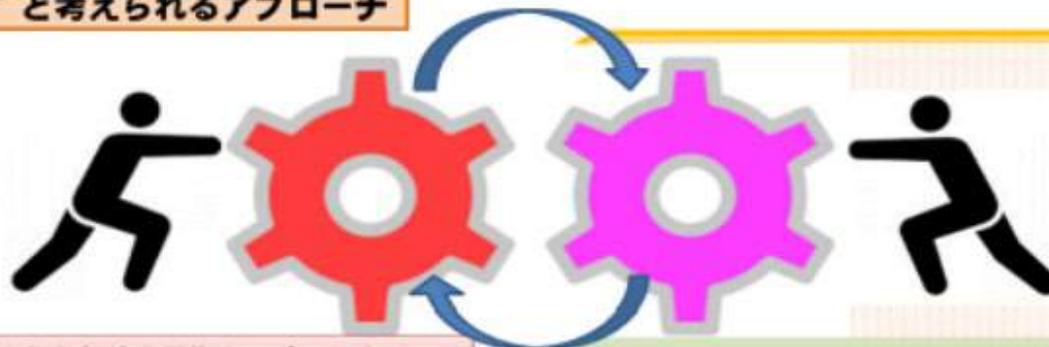
その個別の被災状況・生活状況などを把握し、
それに合わせて様々な支援策を組み合わせた
計画を立てて、
連携して、
生活再建を支援するしくみ

課題解決型支援

伴走型支援

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせることが必要。

災害ケースマネジメント実施の手引き →主に行政に向けた案内の決定版！

災害ケースマネジメント 実施の手引き

【災害ケースマネジメントの特徴】

◆アウトリーチによる被災者の発見、状況把握

災害ケースマネジメントは、被災者一人ひとりの自立・生活再建のプロセスを支援するものである。被災者の中には、支援の窓口に出向くことが難しい者や本来支援が必要であるにもかかわらず声を上げられない者もいることから、訪問・見守り等のアウトリーチにより、積極的に支援が必要な被災者を発見し、被災者一人ひとりの抱える課題を把握する。

◆官民連携による被災者支援

被災者支援の実施主体は行政である一方で、被災者の抱える様々な課題に対応するための専門性が必要とされることなどから、行政単独での災害ケースマネジメントの実施は困難であり、民間の団体や機関と連携して取り組むことが重要である。官民がそれぞれの専門性、強みを活かして取り組むことで、効果的かつ効率的な被災者支援につながる。

◆被災者の個々の課題に応じた支援の検討・つなぎ

被災者の抱える課題は、同じ地域内でも世帯構成や住まい方によって異なるものであることから、一人ひとりの課題に応じた支援を実施することが必要である。このため、災害ケースマネジメントは、アウトリーチにより得られた被災者の状況を整理し、支援方針を検討（ケース会議）の上、それぞれの被災者に合わせ、多様な主体が様々な支援策を組み合わせて総合的な支援を実施する。

◆支援の継続的な実施

災害ケースマネジメントは、被災者の自立・生活再建のプロセスを支援するものであり、アウトリーチによる課題の把握→ケース会議による支援方針の決定→支援の実施、を継続的に繰り返し行い、都度、再建に向けた進捗の確認や支援方針の修正等を行うなど寄り添った支援を実施する。

これらの取組を実施するためには、平時からの備えが重要であることは言うまでもない。平時の取組については第3章で詳解している。



令和5年3月
内閣府（防災担当）

ポイント1

一人ひとり（≠被災世帯） のリアルを把握する

被災者生活再建支援法
や福祉は「世帯」単位



離婚した「世帯」への支援金は…？



気仙沼市只越地区の相談は家族同席



災害ケースマネジメントに関する取組事例集

令和4年3月
内閣府（防災担当）

発行 内閣府政策統括官（防災担当）付
避難生活担当参事官室

災害ケースマネジメントに関する取組

事例一覧

事例1：仙台市（宮城県）

事例2：盛岡市（岩手県）

事例3：岩泉町（岩手県）

事例4：鳥取県

事例5：倉敷市

真備地区（岡山県）

事例6：大洲市（愛媛県）

事例7：厚真町（北海道）

事例8：大町町（佐賀県）

「災害ケースマネジメントに関する取組事例集」より

鳥取県

倉敷市

特徴的な支援ケース① 近隣から孤立していたケース（70代男性）

- 災害前より自宅がゴミ屋敷となっていたことに加え、猫の多頭飼育が問題視され、近隣から孤立していた。地震の影響で雨漏りが続き、屋内の電線がショートしたまま放置されているなど、様々な課題が確認された。
- 雨漏りの修理に関しては、十分な資金がなかったため、震災復興活動支援センターと県の建築士が相談し、「復興支援補助金」を活用して確保。瓦工事業組合に「簡易修繕」を行ってもらった。また、「簡易修繕」で対応しきれなかった箇所については専門ボランティアが修理を行った。
- 生活資金に関しても十分ではない状況のため、町社協と連携して生活保護の申請を提案。猫の多頭飼育に関しては、動物保護対応に取り組むボランティア団体からの協力を得て、猫の不妊手術等を行った。
- 引き続き、地元社協による見守りが行われている。

特徴的な支援ケース① 建設型応急住宅（3人世帯）

- 世帯主（トラック運転手）、妻（専業主婦）、次女（高校生）の3人世帯であり、被災当時は、アパート暮らしをしていた。被災後は、倉敷市内の建設型応急住宅で生活していた。
- 健康面については、世帯主には前立腺の疾患、妻は被災後うつ病の診断を受ける。次女は療育手帳のB（軽度）判定を受けていたが、更新をしていなかった。
- 世帯主は金銭トラブルがあり、世帯主及び妻の親族とも疎遠であった。
- 収入は世帯主の年金と次女のアルバイトの給料のみ。被災後、世帯主は失業し、困窮状態となったため、困窮等対応相談員が主体となり、当該被災世帯が抱えている課題を整理し、課題ごとに専門の団体・機関につなげた。まず、生活困窮者自立相談支援センターにつなぎ、就労支援を行った。また、妻の判断能力に不安があり、被災関係の手続きや金銭管理が難しいため、市社協が日常生活自立支援事業（市社協の通常事業の一つであり、障害者・高齢者向けの金銭管理事業）を通じて、家計支援に入った。加えて、消費者金融での借金や車のローンなどの負債があったため、弁護士が入り自己破産申請を行い、負債の整理を行った。
- また、妻のうつ病については障害対応相談員が心療内科へ同行するとともに、相談支援事業所につなぎ、訪問看護を週1回、家事支援の福祉サービスを週1回利用することとなった。
- その後、市営住宅へ入居することになったが、その際には、「晴れの国たすけあいプロジェクト」に相談し、引越し支援を受けた。



ケース会議

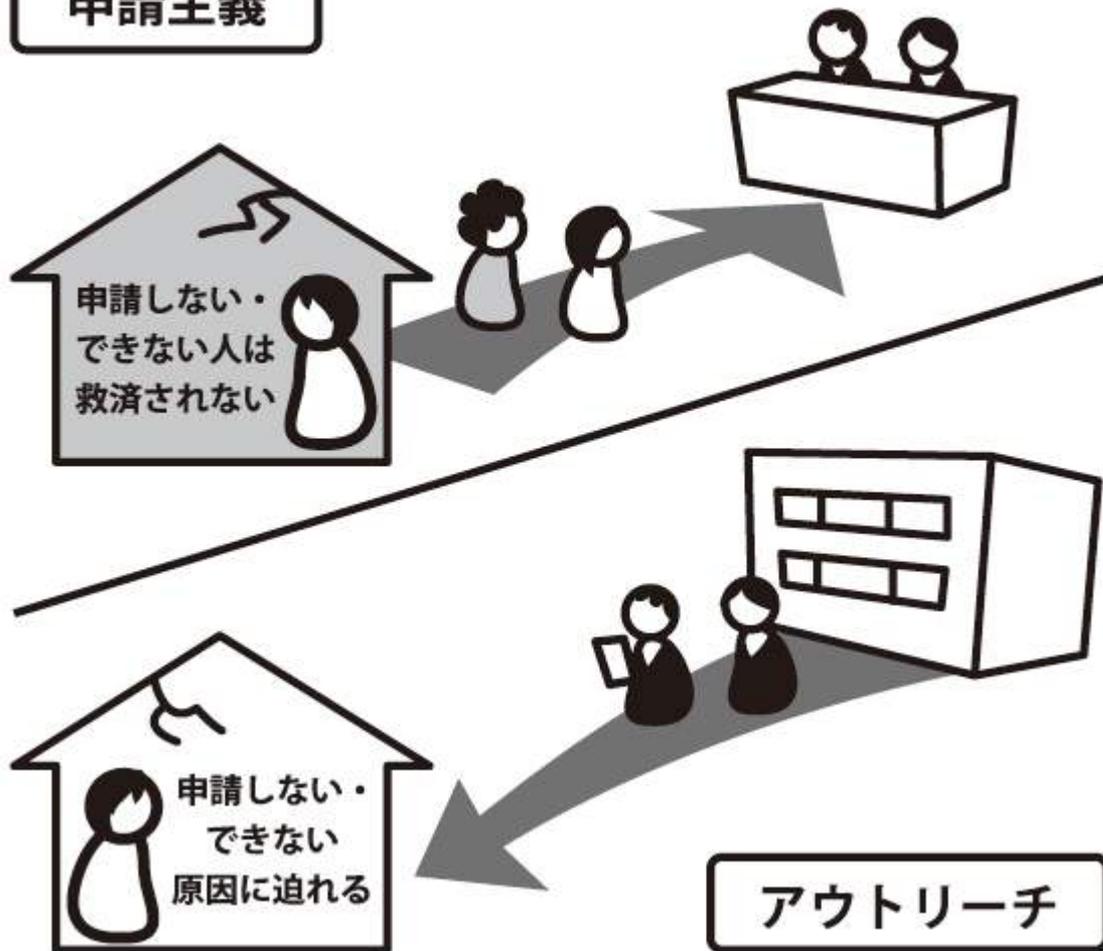


見守り連絡員による個別訪問の様子

ポイント2

アウトリーチ (申請主義を克服)

申請主義



伴走型
支援

SOS を発せない人々



被災者支援はアウトリーチでこそ

2020年1月19日 2:00 [有料会員限定記事]

 ... 全て表示



地震で風呂などが壊れながら8年間、損壊した自宅で暮らした横江さん(右)と、支援し続ける伊藤さん(宮城県女川町)

宮城県女川町の横江義行さん（65）は、東日本大震災の大津波を生き延びなが

宮城県女川町の横江義行さん（65）は、東日本大震災の大津波を生き延びながら、8年後の昨年3月27日、災害公営住宅に入居するまで家の湯船につかることはなかった（中略）

「被災者に『大丈夫ですか』と聞いても『大丈夫じゃない、助けてくれ』と言わない。

『**どんな被害がありましたか**』と尋ねるのが**基本**」と伊藤さんは言う。

（日経2020/1/19 小林隆記者）



より引用



2020.10.07

正井禮子(まさいれいこ)

NPO法人女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべ

ご自身の活動の中で、一番のエピソード（うまくいったことや、いかなかったことも）という事例をひとつあげてください。

1995年に、震災後に女性限定の語り合いの会を開催した際に、一人の女性が赤ちゃんを抱いて参加されました。彼女はシングルマザーで、買い物等に不便な地域にある仮設住宅で暮らしているため、近くに住んでいる男性が彼女の分もいつも買い物をしてくれていたそうです。ある晩、日頃のお礼にと彼を食事に招いたところ、性暴力被害にあい、とてもくやしかったと話しておられました。「すぐに警察に届けたの？」と別の参加者が聞くと「そこでしか生きていけない時に、誰にそれを語れと言うんですか」と涙をこぼされていました。私は何も言えなかった。そのことがとても心に残って、翌年「私たちは性暴力を許さない」という集会を開催したのですが、その際、一部のマスコミからは、ひどいバッシングを受けました。彼女との出会いが今も、私の活動を支えています。

「声なき声を聴く！」

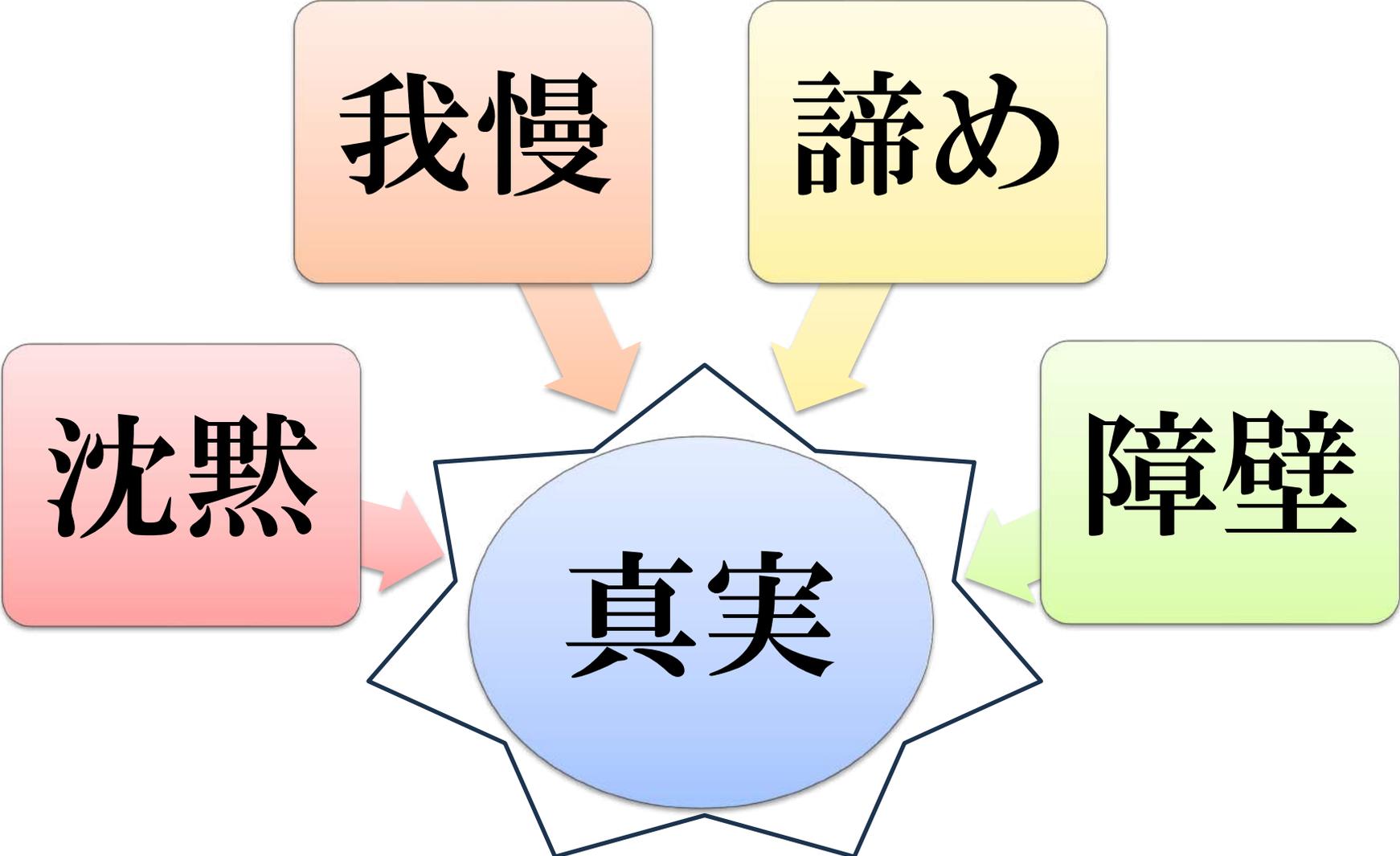
我慢

諦め

沈黙

障壁

真実

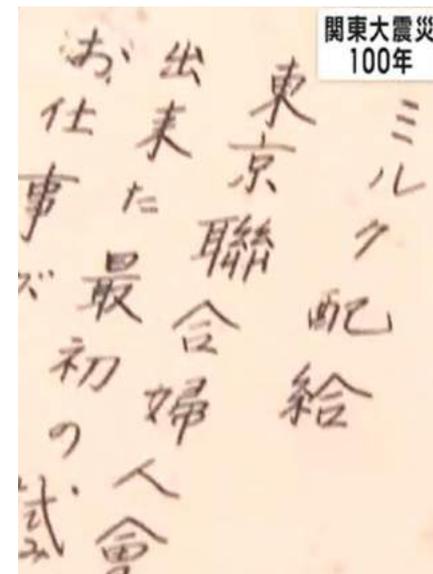


東京連合婦人会は、独自に、また、東京市と連携し
一人ひとりにアウトリーチし、カード調査で被災者支援をした
(=災害ケースマネジメントの手法そのもの)

東京連合婦人会調査カード

地区		No.	
姓名	年齢	本職	大正
移動	出身地	住居	年
家族	氏名	性別	月
	年齢	職業	日
	職業	職業	調
	職業	職業	査
性別	現状	調査員	員
必需品			
備考	配給状況	その他	

関東大震災で
東京連合婦人会は
子どもの命を最優先し、
一人ひとりの救済を行い、
制度改善を提言した



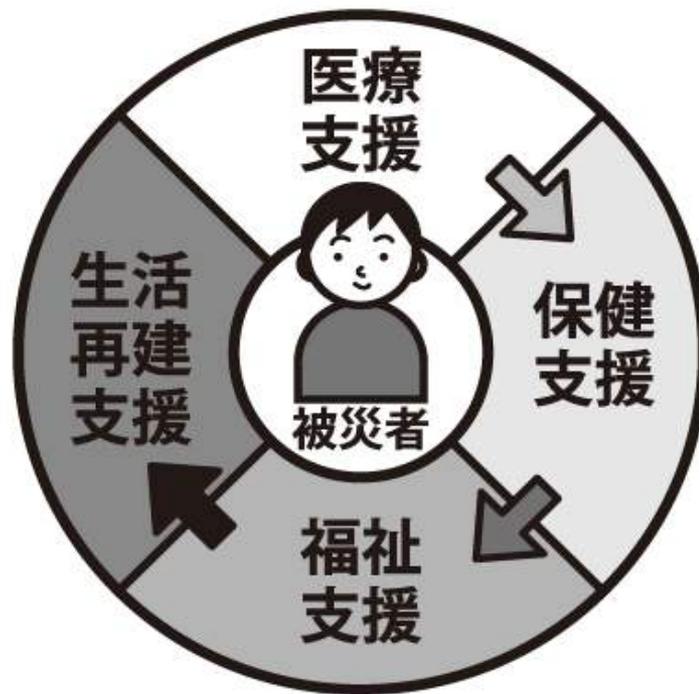
テレ朝ニュース 2023/9/2より引用
[https://news.tv-](https://news.tv-asahi.co.jp/news_international/articles/000314047.html)

[asahi.co.jp/news_international/articles/000314047.html](https://news.tv-asahi.co.jp/news_international/articles/000314047.html)

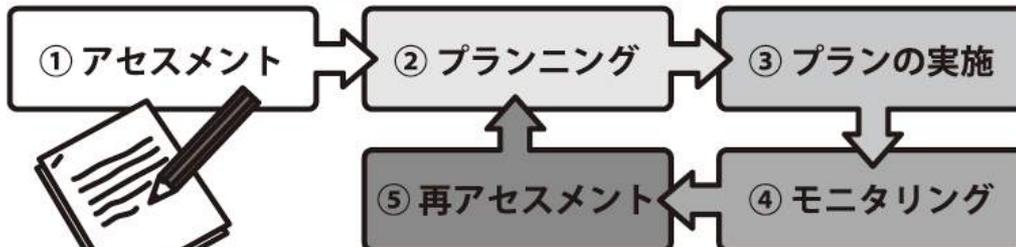
「女たちが立ち上がった 関東大震災と東京連合婦人会」
折井美耶子・女性の歴史研究会編著（ドメス出版）より

ポイント3

支援の総合化・計画化



ケースマネジメントのフロー



静岡の連続被災

(令和元年台風19号・熱海土砂災害・令和4年台風15号)

▼ 静岡の専門士業はチームとして被災者に対して何をしているのか(士業相談の機能)

徹底的な傾聴



▼ いま被災地で何が起きていて、何が必要なのかを相談ブースで把握する
(精神的支援機能)
(情報収集機能)
(行政への共有機能)

現地調査



▼ 弁護士が築士、技術士などの専門家と一緒に被災家屋や崩れた崖の調査に行く
(情報収集機能)
(情報提供機能)
(寄り添い機能)

支援情報の提供



▼ 支援制度の“全体像”を案内した上で、当該被災者が使える制度を具体的に示す
(情報提供機能)
(災害弱者救済機能)

行政への要望



▼ 相談ブースや現地調査で把握した事実に基づき行政に施策を要望する
(立法事実、政策根拠事実の提供機能)

窓口の確認
申請の同行



▼ 実際に“申請”にたどり着けるようその場で窓口で電話をしたり、実際の申請に同行する
(寄り添い機能)
(災害弱者救済機能)

復興まで
伴走者として
寄り添う



▼ 情報提供にとどまらず、最終的な生活・住宅の再建を伴走者として支える
(災害ケースマネジメント機能)

カードを使って上手に生活再建！

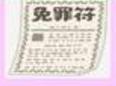
-あなたの生活再建・住宅再建のために使えるカードを選んで並べてみましょう-

- ・ピンクのカードには、利用に資力(収入)条件があります
- ・白紙のカードには、最終的な住居やその他の支援を自由に書きましょう

令和5年5月版

*各制度の適用や利用条件は災害ごと、又は法改正等により異なる場合がありますので災害後に確認してください。

被災者生活再建カード © 2019 弁護士永野海

災害直後	避難所  数日から数ヶ月の利用(無料)	ボランティア専門家支援  片付け・土砂撤去など様々な困りごとの相談	応急修理制度  仮設住宅 半壊以上 70万6000万円 準半壊 34万3000円	被災者生活再建支援金 基礎支援金  全壊・解体・長期避難 100万円 大規模半壊 50万円	火災(地震)保険・共済  火災保険だけでは地震・津波の被害保障なし	
	数か月後	仮設住宅  原則2年以内 家賃無料 半壊も入居可能性	義援金  家族の死亡や住家被害の程度により支給される	自治体の独自支援  自治体により支援の有無・内容が異なるので情報収集	災害弔慰金  家族の死亡時に遺族に500万円又は250万円支給	災害援護資金貸付  1か月以上の負傷家財損害、住家被害に応じ最大350万円貸付
その後		公費解体  原則全壊が対象。特定非常災害等なら半壊以上の家屋や一部事業所も無料で解体・撤去	被災者生活再建支援金 加算支援金  建設・購入 200万円 修理 100万円 民間貸借 50万円 *中規模半壊は上の各半額	被災ローン減免制度  住宅、事業、教育などの個人ローンの減額・免除	リバースモーゲージ  60歳以上なら、不動産を担保に、利息のみの返済可能	災害復興住宅融資(建設・購入・補修)  建設・購入資金は半壊、補修は一部損壊以上が条件

被災者生活再建カード (by永野海 弁護士)

[最新版は⇒<http://naganokai.com/card/>]

弁護士永野海 法律と防災のページ

<http://naganokai.com/card/>

あなたのり災証明で使える制度を表でチェック

被災者支援カード(裏面)

2022年8月17日版

: 原則災害救助法の適用必要
 : 被災者生活再建支援法の適用必要
 : 当該制度の適用や実施が必要

被災者支援カード ©2021 弁護士 永野海



各相談ブースに置かれたA3サイズでラミネート加工された被災者支援カード

	被災直後(無理しないで)		住まいへの支援				もらえるお金		借りられるお金				その他の支援					
	専門家相談 ・ポータルサイト	自治体による 土砂撤去	火災・地震保険 の確認	応急修理制度 (応急修繕)	応急仮設住宅	公費解体(無償)	災害公営住宅	被災者生活再建支援金 ※単身は4分の3の金額	義援金	災害弔慰金	支援金・補助金 自治体独自の	社会福祉協議会 の貸付	資金貸付 災害援護	住宅融資 災害復興	リバースモーゲージ 型融資	被災ローン 減免制度	雑損控除	その他
一部損壊 (床下浸水も)	困りごとは遠慮なくご相談で	自治体により時期や内容に違い	水災保障の有無や金額も確認を	31.8万円					人的・住宅被害に応じて、複数回の配分も	災害関連死亡の場合も支給	定期的に自治体の情報をチェック	生活、住宅、福祉、教育など様々な貸付あり	住宅の修理・再建のための融資	60歳以上なら不動産を担保にした金利のみの返済による借入の可能性	住宅ローンなど個人のローンが減免される	災害による損害を所得から控除(確定申告必要)	その他様々な支援制度は左下のQRコードから	
準半壊				65.5万円 全壊も修繕OK	△	△	△	建設購入 100万円 修理 50万円 民間貸借 25万円										最大 350万円
半壊				△	△	△	50万円	建設・購入 200万円										
中規模半壊				△	△	△	100万円	修理 100万円										
大規模半壊				△	△	△	民間貸借 50万円											
半壊など +建物解体				△	△	△												
全壊				△	△	△												
(長期避難世帯)※1	△	△	△															

12月上旬に、静岡市から半壊以上の2000数百世帯にこの支援カードが一斉郵送されました。

このカードを持って相談に来られる方が増える可能性



内閣府防災のHP

- ※1 災害の危険継続などで長期にわたり居住不能と自治体により認定された世帯のこと。被災者生活再建支援法で「全壊」の扱い。
- ※2 大規模な災害では、半壊、大規模半壊の方や、二次災害の危険、ライフライン停止などで自宅からの長期避難が必要な方の入居可能性も。
- ※3 半壊以上の方も公費解体の対象になることがあるが、修理して住むという選択肢も慎重に検討を。
- ※4 大規模な災害では、全壊だけでなく、半壊以上の方が入居できる場合も。入居には収入条件があり、家賃は必要。
- ※5 生計維持者の死亡で500万円、その他の方の死亡で250万円。重度障害の場合には、左のそれぞれ半額の支給。
- ※6 世帯主の1か月以上の負債、家財の3分の1の損害(浸水被害も)でもそれぞれ150万円まで借入可。



声を制度改善につなぐ ＝岡山＝



一人に寄り添うことが制度改善に

平成30年7月豪雨における災害復興住宅融資借入申込期間の延長の共同要望書（広島と岡山の弁護士有志で、全国の弁護士に賛同をいただいて）「平成30年7月豪雨に係る災害復興住宅融資の借入申込受付期間について、現在、2021年7月31日までの締切期限とされているものを、少なくとも1年間延長することを求める。」令和3年7月

借入申込受付期間が1年間延長された。

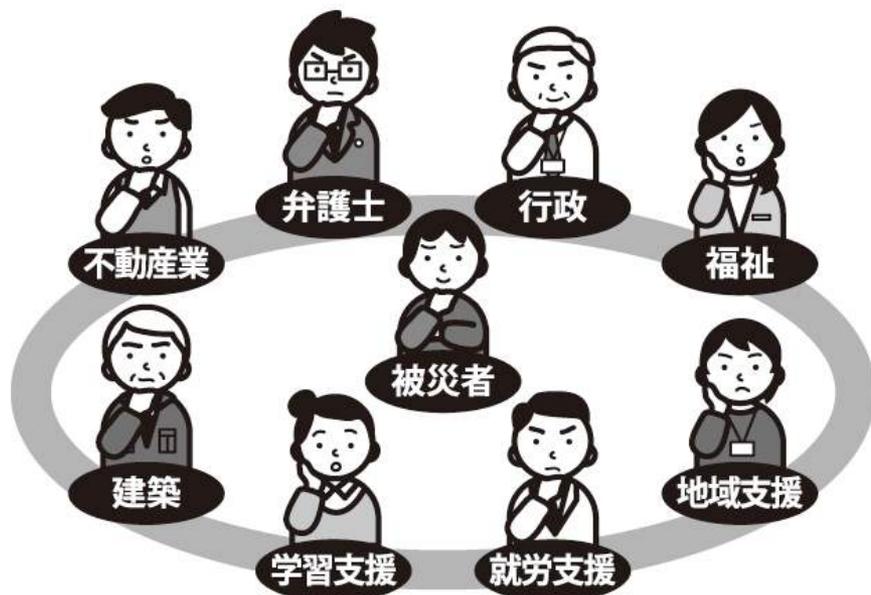
継続して相談を受け、被災者の困難を具体的に知っていたことが提言への説得力を与えた。

被災者の声、報道、支援者（専門家）の要望の3つがそろったので、延長が実現できた

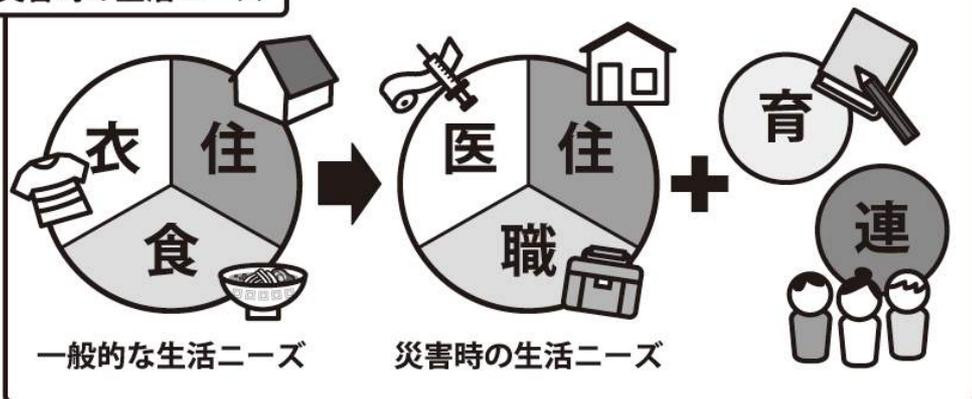
ポイント4

連携

(よってたかって／餅は餅屋)



災害時の生活ニーズ



阪神・淡路まちづくり支援機構の設立 (現：近畿災害対策まちづくり支援機構)



東日本ワンパック専門相談隊

弁護士・司法書士・土地家屋調査士・不動産鑑定士・税理士
士・建築士+技術士・行政書士・社会保険労務士の団体
【設立：平成8年9月】

平成21年8月9日 佐用町水害(死者不明者20名)

専門士業の相談

・阪神・淡路まちづくり
支援機構

炊出でて心をほどく

・被災地NGO協働セン
ター



に参加して、の土地を舞台としたつら話を聞いて、また誰かにそれを話せば、新たな継承になる。

以降、ずっと

グループがあ

ンファイア

、さらに調理

売市場の店舗 劇で月曜から金曜ま 日40から60食の弁 当を作ってい、最長老は84歳というか も手もいたって達者 だ。

佐用で新しいコラボのカタチ

津久井進

弁護士 阪神・淡路まちづくり支援機構

災害復興支援ボランティアと、専門士業のコラボが実現しました。

2009年10月24日、日本災害復興学会・復興支援委員会（木村拓郎委員長、山口一史副委員長）と、私たち「阪神・淡路まちづくり支援機構」のメンバーが共同で、兵庫県の佐用町に訪問し、「専門家相談」と銘打って被災者の方々に向けた相談会を行いました。阪神・淡路まちづくり支援機構は、弁護士、司法書士、税理士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、建築士の6職種によって構成される専門士業団体の連携組織ですが、これら士業が大挙して被災地入りしたわけです。

会場は特に水害のひどかった久崎の集会所。我々は2階の部屋を陣取って待ち構えていたのですが、なかなか相談者が訪れませんが、おかしいな、と思って1階をのぞいてみると、学生による“中越・KOBÉ足湯隊”で、被災者の方々がくつろいでいるではありませんか。暇をもてあましていた私が「なんかお困り事はありませんか？」とお尋ねすると、「いやあ、弁護士さんたちがいるんで何か聞こうと思うて来たんやけど、入りにくかったし、足湯ええなあと思うて…あはは。」とほっとしたご様子。世間話をしていると、災害による特別の税措置のことを知りたいとのこと。直ちに、2階にいた税理士を連れてきて相談担当チェンジ。気軽に足湯をしながらの専門家相談が実現した瞬間でした。また、会場の外では炊き出しボランティアに人だかり。一緒にけんちん汁を食べながら生活再建について相談。結果、約10件の様々な相談に対応することとなりました。

今回の相談会は村井雅清さんのコーディネートにより実現したのですが、引き続いて11月の復興バザーへの参加も実現しました。専門職能が真に復興に役立つ活動をするためには災害ボランティアとの連携は必須。“寄り添うマインド”は共通なので、



▲足湯でくつろぎながら税理士さんが税務相談に応じる

東日本大震災と弁護士相談

◆陸前高田市の仮設住宅巡回訪問◆

アウトリーチ



震災直接起因

- ・被災ローン
- ・基礎支援金
- ・災害弔慰金
- ・相続

高台移転

- ・被災地買取
- ・防災集団移転促進事業
- ・土地区画整理事業
- ・がけ地等危険住宅移転

その他

- ・仮設住宅
- ・不動産
- ・税務
- ・債務整理 等

住宅・生活再建

- ・加算支援金
- ・住宅再建補助制度
- ・災害援護資金貸付
- ・災害公営住宅

ツール活用



避難所での相談
(大船渡市)

アウトリーチ

戸別訪問

よってたかって連携

難民支援協会, まあむたかた等と連携

地域を越えた連携

写真出典：まあむたかた, 野崎隆一氏

令和元年台風19号災害
専門家による無料
生活なんでも相談

日時 2019年 10月30日(水)・31日(木) 9:00~17:00

場所 伊豆の国市役所 伊豆長岡庁舎3F

内容 種類は全て無料

日時 7月26日(月)~8月10日(火) 9:00~16:00

場所 熱海市総合福祉センター 3階

熱海市土石流災害・浸水被害
専門家による
生活なんでも相談

日時 7月26日(月)~8月10日(火) 9:00~16:00

場所 熱海市総合福祉センター 3階

令和4年台風15号
専門家による
生活なんでも相談

日時 10月11日(火)~11月中旬 10:00~16:00

場所 熱海市総合福祉センター 3階

敷居を下げる 工夫と連携 =静岡=

被災者支援 Q&A

静岡県弁護士会 作成

01 被災者の生活再建支援法とは？

02 被災者生活再建支援法による生活再建支援とは？

03 被災者生活再建支援法による生活再建支援の対象となる被災者は？

04 被災者生活再建支援法による生活再建支援の申請方法は？

05 被災者生活再建支援法による生活再建支援の申請期間は？

06 被災者生活再建支援法による生活再建支援の申請に必要な書類は？

07 被災者生活再建支援法による生活再建支援の申請が認められない場合は？

08 被災者生活再建支援法による生活再建支援の申請が認められた場合は？

09 被災者生活再建支援法による生活再建支援の申請が認められた場合の生活再建支援の内容は？

10 被災者生活再建支援法による生活再建支援の申請が認められた場合の生活再建支援の期間は？

Q16 被災者の生活再建支援法による生活再建支援の申請が認められた場合の生活再建支援の内容は？

Q17 被災者の生活再建支援法による生活再建支援の申請が認められた場合の生活再建支援の期間は？

Q18 被災者の生活再建支援法による生活再建支援の申請が認められた場合の生活再建支援の申請期間は？

Q19 被災者の生活再建支援法による生活再建支援の申請が認められた場合の生活再建支援の申請に必要な書類は？

Q20 被災者の生活再建支援法による生活再建支援の申請が認められた場合の生活再建支援の申請が認められない場合は？

静岡新聞令和4年11月22日朝刊
特に相談が多く、重要なお相談事項
についての回答を20個選定し、
静岡県弁護士会で回答例を作成
(一度目をおとしていただければ)



実際の紙面
(広告も掲載せず一面全て
を使ってきました)

広島県災害復興支援士業連絡会が、 広島県・広島県地域支えあいセンターと協定締結

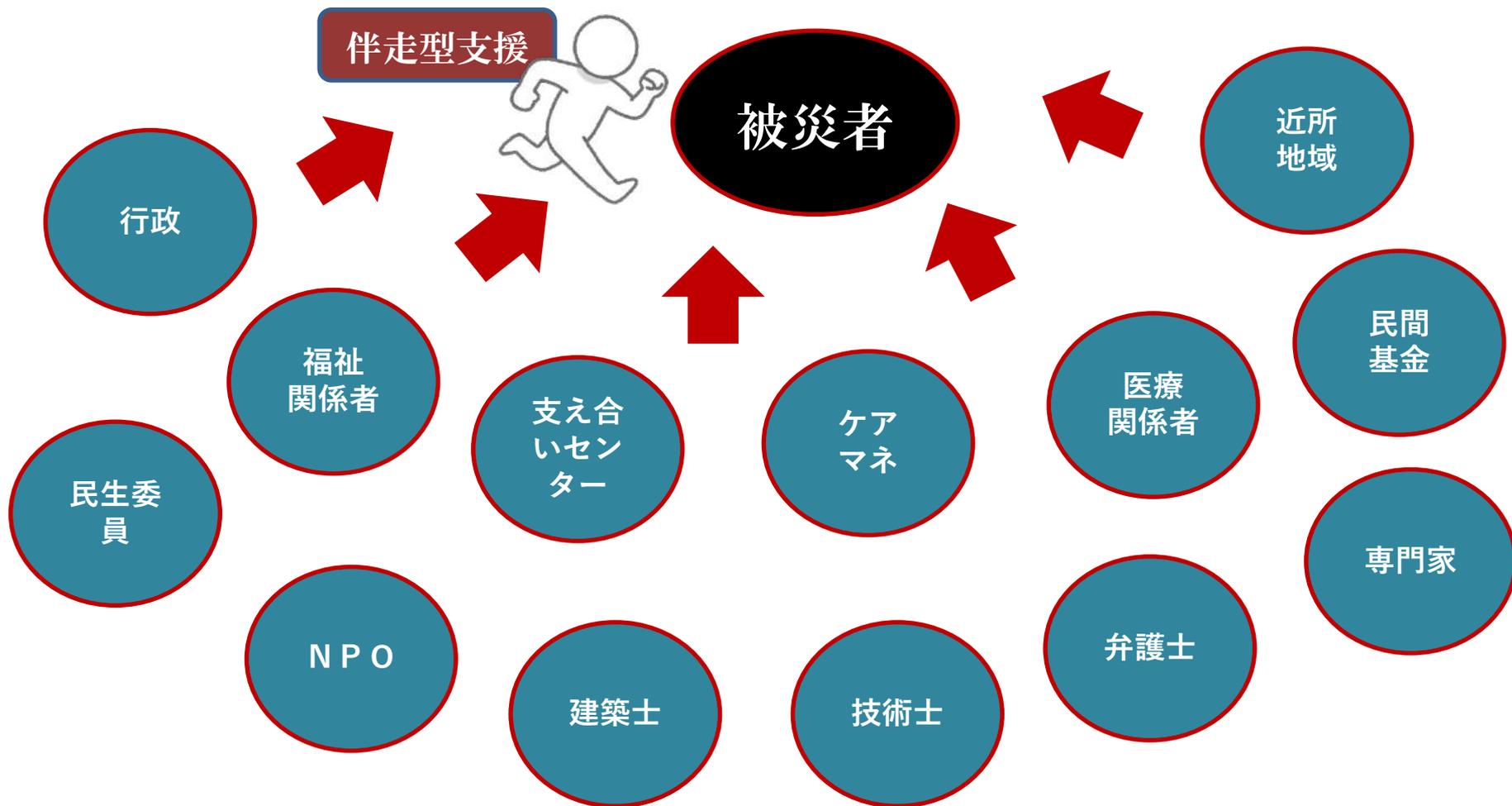


- 広島県との連携強化
 - 士業連絡会定例会へのオブザーバー参加のお誘い
 - 広島県主催、各市町の危機管理担当職員向け研修に参加（2回、のべ25分程度）
 - みんなで減災推進会議への参加
- 県内の各市町との連携強化
 - 士業連絡会定例会へのオブザーバー参加のお誘い
 - 市町主催の防災訓練等に参加
- 防災教室・勉強会への講師派遣
- 防災講演会（技術士会主催、年2回）



協定締結式

多くの社会資源で重層的に支援する



餅は餅屋で、よってたかって連携し、一人ひとりを支える

福祉と災害

重層的支援体制整備事業について

ホーム > 重層的支援体制整備事業について

包括相
談

社会福祉法改正による新たな事業の

地域づくり

参加支
援

アウトリー
チ

多機関協働

[参考] 支援会議 (重層的支援体制整備事業による)

- 重層的支援体制整備事業を実施する市町村は、支援機関等の関係者により構成される会議である「支援会議」を組織することができ、円滑な事業実施のための情報交換や、地域住民が日常生活や社会生活を営むための支援体制に関する検討を行う。

構成員のイメージ

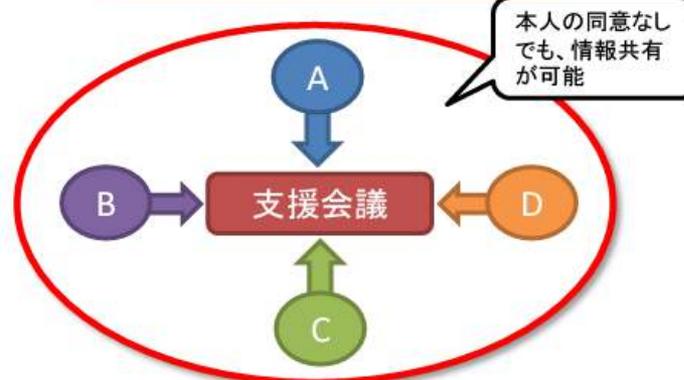
行政機関(労働・住まい・保健医療・教育・農林水産等)、各分野の相談支援機関やコーディネーター、サービス提供事業者、医療機関、協同組合、学校、NPO、社会福祉法人、地縁組織、ボランティア等の活動団体、専門職団体、民間企業等

本人同意がない場合



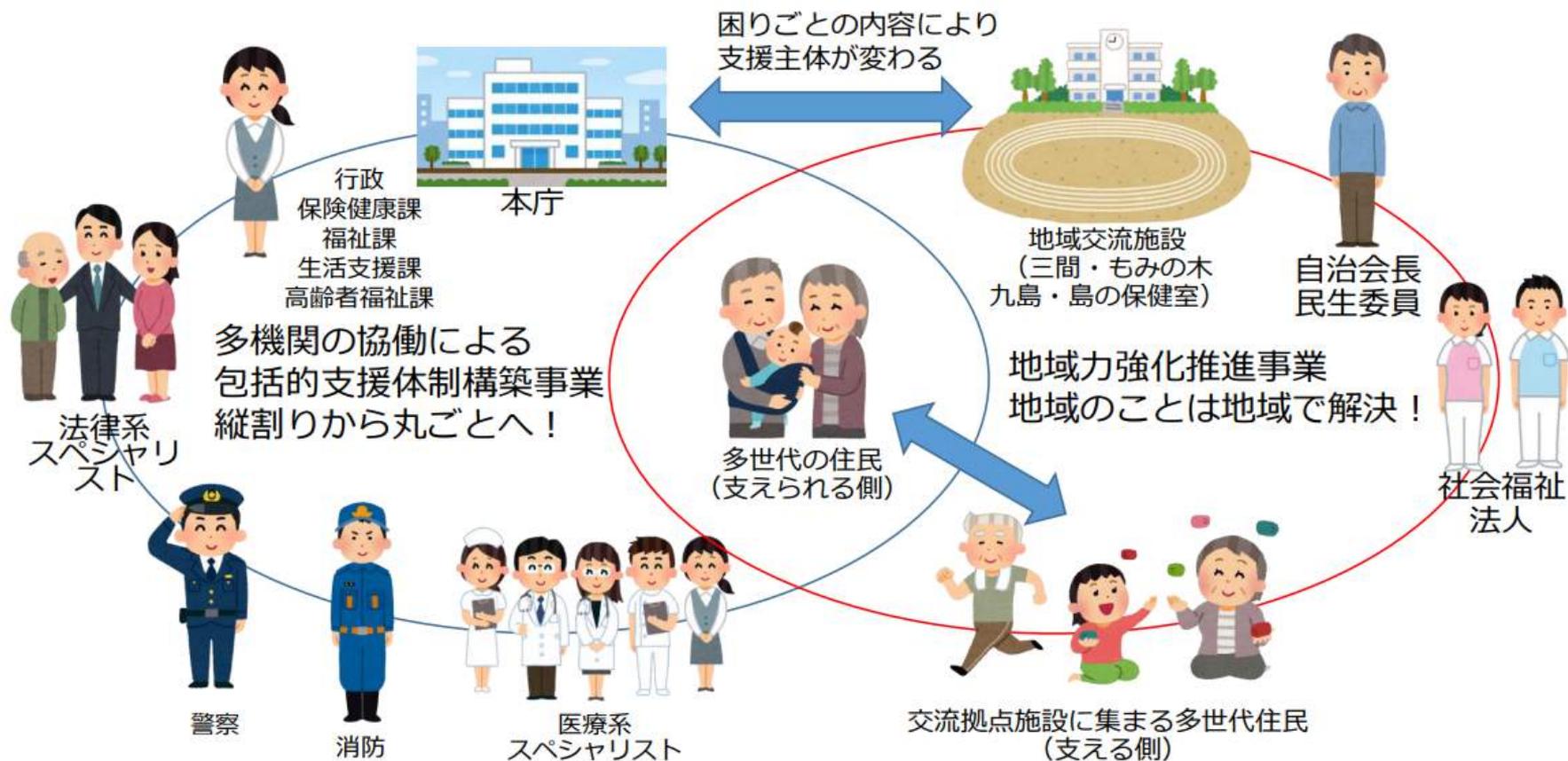
- 守秘義務の規定が各法で定められているため、本人の同意がない場合には、他部局・機関との情報共有が困難
- 世帯内に分野横断的な複数の課題が存在する場合に、支援への支障が生じやすい

「支援会議」の実施により

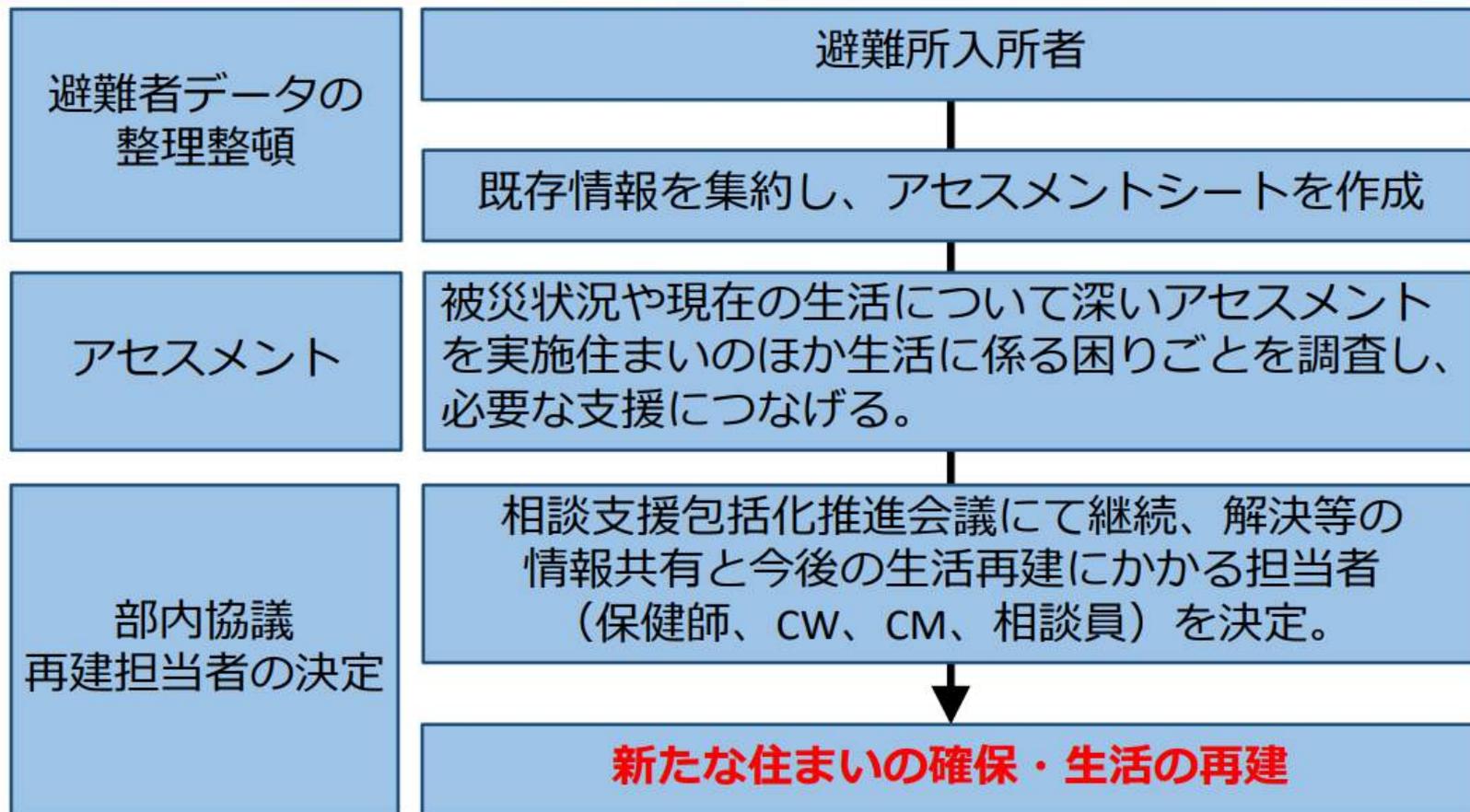


- 守秘義務の規定により、本人の同意がない場合にも、他部局・機関との情報共有が可能
- 運営方法については、今後手引きを作成

「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業のイメージ



アセスメントとプランのフロー



**ミッションとしては「いかに寄り添うか」、避難所を出ていただく事ではない！
「我が事・丸ごと」事業で職員が培った「受け止めの力」と「つなぐ力」を生かす**

ポイント5

目的を見誤らない (生活再建を図るためにある)

結果が同じ「仮設住宅の退去」でも…

目的は
被災者の生活再建

再建の
一歩



強制退去



目的は仮設住宅の
明け渡し

神戸市：仮設住宅解消プロジェクト

- 仮設住宅31,000世帯
→4年半で543世帯
うち困難93世帯
→20例でケース対応



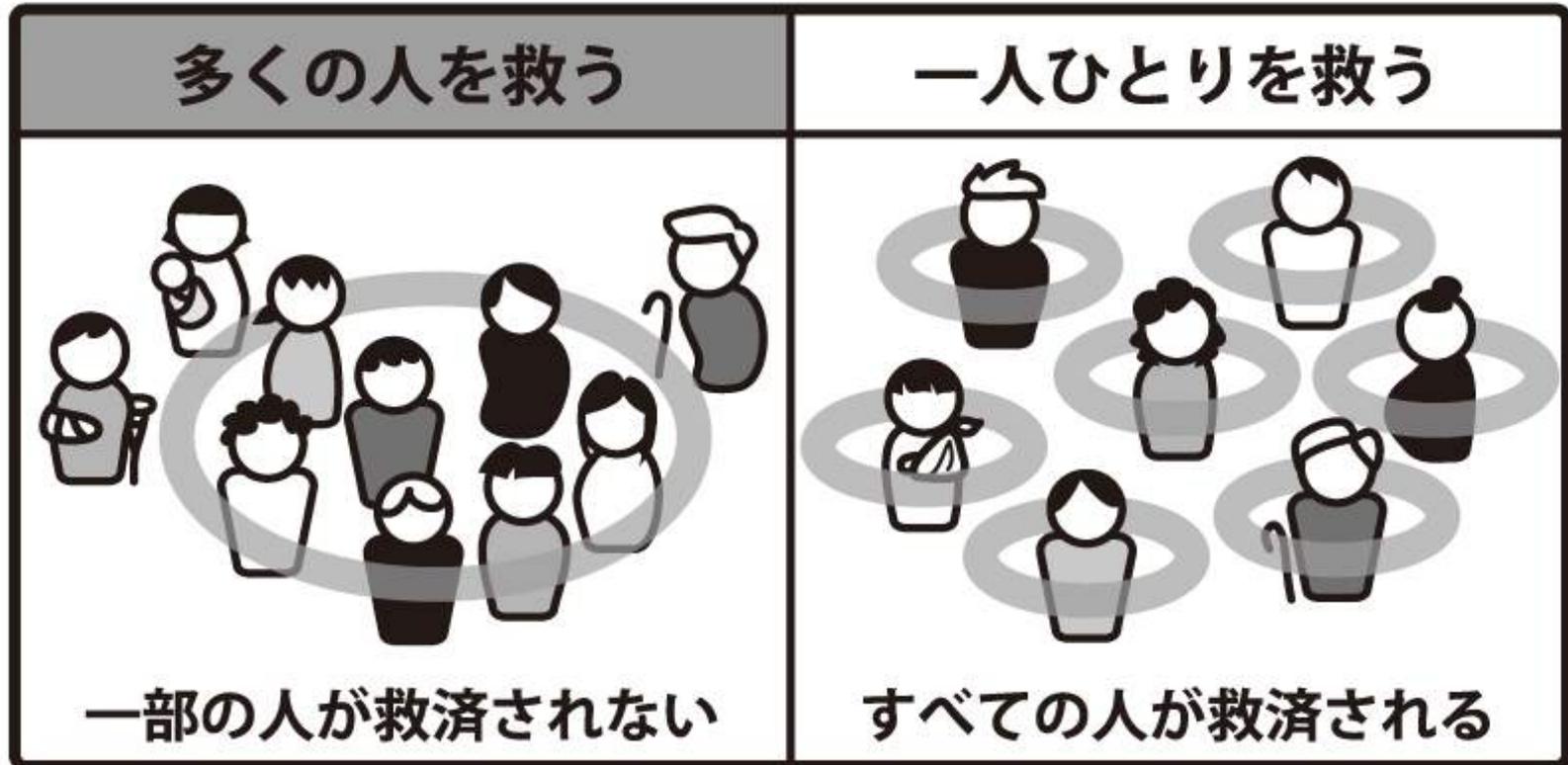
● ペットの飼育などで公営住宅への入居が難しい世帯に、自立支援金（被災者生活再建支援金の代替的給付）等の支援策を提供して自宅再建のめどを立てたケース。

● 母子家庭で母が収監中で子どもだけが仮設住宅に居住している世帯について、収容施設での面会を重ね、出所後の住まいのめどを立てて、子どもを施設で保護したケース。

● 被害妄想や自殺願望があって、転居先の鍵の受領を拒否している被災者に、精神保健福祉相談員や保健師が生活相談を繰り返して、信頼関係を得て、入居に漕ぎつけたケース。

神戸市自立支援委員会 委員（役職は1999年当時）	
品田充儀	大学助教授
中嶋 徹	弁護士
船阪和彦	精神科医
梶 明	自治会長
堀内正美	がんばろう!!神戸
黒田裕子	阪神高齢者・障害者支援ネットワーク
室井恭子	須磨区福祉部長
柏木 貢	兵庫県
金芳外城雄	神戸市生活再建本部長（座長）

誰一人取り残さないために



「官」（国・都道府県・市町村、各部署、各機関）と
「民」（市民、サードセクター、企業、専門家）が、
共に信頼し、共に役割を果たし、共に連携する

災害ケースマネジメントを 広げるための今後の3つの課題

「学び、広げる」
経験値の共有と
垣根のない受援力



人の確保
(研修と連
携)

お金を集める知恵
お金を使う工夫
お金に支配されない姿勢



法は人を救う
ためにある



制度の改
善 (法の
使い方)

金の確保
(官民の
財源)